

令和3年4月1日から 高齢者車いすタクシー利用助成事業が変更になります。

市では、65歳以上の身体機能の低下等により、一般の交通機関を利用しての移動が困難な方に車いすタクシー利用料金の一部を助成しております。

今後も持続可能な事業の維持に向け、より助成が必要な方が適切に利用できるよう、事業の見直しを行います。

変更点

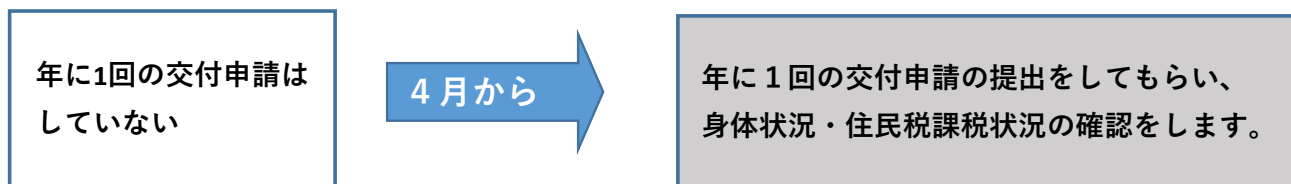
① 1回の乗車で使用できる上限が変わります。



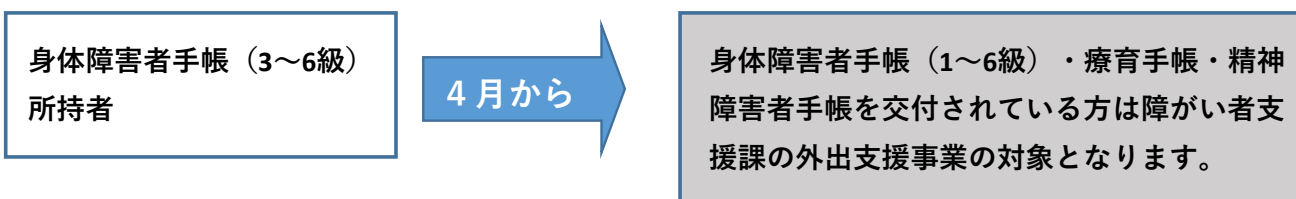
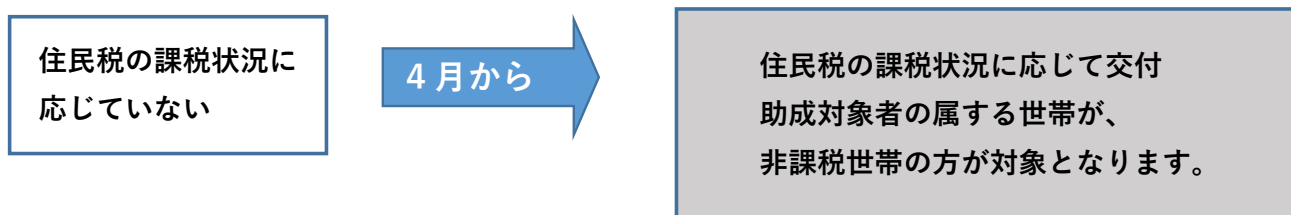
② 助成券は年2回に分けての交付になります。



③ 年に1回、身体状況・住民税課税状況の確認を行います。
年に1回、交付申請書の提出をしてください。



④ 給付対象者が変わります。



【問い合わせ先】

会津若松市役所 高齢福祉課
高齢者福祉グループ
TEL: 0242-39-1291
FAX: 0242-39-1431